

大東市路上喫煙の防止に関する条例骨子案 パブリックコメント募集結果

意見の分類	NO.	いただいたご意見の概要	本市の考え方
条例全般	1	私は喫煙者です。条例に反対です。	この条例では、禁煙を求めるものでなく、喫煙マナーを守って、喫煙者、非喫煙者が互いに気持ちよく市民生活が過ごせるよう他人に迷惑がかからないよう喫煙していただくことを目的としています。
	2	路上喫煙の防止に関する条例が必要でしょうか。	1と同じ
	3	たばこの吸い殻以外にポイ捨てゴミは多く発生します。たばこに限らず、路上ポイ捨て禁止だけでよいのではないのでしょうか。	1と同じ
条例の目的	4	「市民等の安全、安心及び快適な生活環境を確保することを目的として定めるものです」とあるが、「市民等の安全・安心及び快適な、受動喫煙のない健康増進の生活環境」と変更し、受動喫煙の健康への危害防止も目的に入れるべきでは。	1と同じ
	5	本条例の目的は、人ごみにおけるたばこの火による火傷などの危険及びたばこのポイ捨て防止等による環境美化であると認識しており、その条例の趣旨に賛同いたします。	1と同じ

条例の定義	6	改正健康増進法により屋内の受動喫煙防止の対策が必要なのは承知しています。屋外は対象外のはずです。	屋外において、喫煙者と非喫煙者が快適に生活できる環境を確保することを目的としています。
	7	改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例で制定された内容を見ると屋外は除くとなっているが。	6と同じ
	8	国内統一的に、屋内禁煙（一部を除く）屋外フリーがわかり易くてよいのではないのでしょうか。	6と同じ
	9	加熱式たばこを規制の対象とするのはおかしい。	たばこの定義をたばこ事業法第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙の用に供し得る状態に製造されたもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品と規定します。加熱式たばこにあっては吸い殻がポイ捨ての原因となることが考えられることや、少なからずもおいなどが発生することから対象とします。ただ、加熱式たばこについては現在様々な研究が続けられている過程であるため、国の動向等を注視しつつ、取扱いについて引き続き検討してまいります。
	10	加熱式たばこは、液体を加熱し発生した蒸気をたばこ葉に通過させる、または、たばこ葉を直接加熱する等の方法で蒸気を発生させる製品です。火傷等の身体への被害や衣服等の財産への被害の心配がありません。従って、条例の目的と照らし合わせると、加熱式たばこは対象外とすべきと考えます。	9と同じ

路上喫煙禁止区域	11	路上喫煙禁止地区の指定にあたっては、併せて喫煙所を整備するべきです。	喫煙禁止区域には、指定喫煙場所も併せて整備していく予定です。
	12	市内全域で「路上喫煙をしてはならない」と定め、規制区域を指定し、重点対象地域とするのが良いのでは。	この条例は、禁煙を求めるものではなく喫煙者、非喫煙者が互いに気持ちよく市民生活が過ごせるよう他人に迷惑がかからないよう喫煙していただくことを目的としているため路上喫煙行為は努力義務とし、禁止区域のみ喫煙所以外での喫煙を規制するものです。
	13	路上喫煙禁止区域の指定にあたりましては身体及び財産への被害が発生しうるような人口が密集する区域を十分な検証のうえ指定いただきたいと考えます。	路上喫煙禁止区域の指定にあたっては、人の往来が特に多い場所など、特に必要と認める区域を指定する予定です。
指導・勧告・命令・過料	14	路上喫煙者に対する指導、勧告、命令、過料を科すことはだれが行うのか。市条例だけでの実施には反対する。	この条例は、大東市が制定するもので、指導、勧告、命令、過料の徴収も大東市が実施します。

喫煙場所	15	たばこ税を喫煙場所の整備に活用すべき	喫煙禁止区域には、指定喫煙場所も併せて整備していく予定です。
	16	路上での喫煙を制限することは、時代の流れで致し方ないが、たばこを吸う人が相当数いることを考えると適当な場所に適当な数の喫煙所を設けるべき。たばこ税を納めている喫煙者にも配慮があってしかるべきでは	15と同じ
	17	条例には盛られていませんが、施策として喫煙所は設けるべきではありません。屋外であっても近くを通行する人や、風向きなどにより子供や妊婦、アレルギー疾患の病弱者などを含め、健康被害を及ぼすことが避けられません。	15と同じ
	18	禁止区域内あるいは禁止区域の周辺に、吸われない方の迷惑にならないよう周囲に配慮した形での喫煙所を設けることにより、たばこを吸われる方に対して一層の配慮をお願いすることが、より実効性のあるバランスのとれた社会ルールになると考えます。路上喫煙禁止区域を指定される場合は、適切な位置に喫煙者が十分に入れる広さ、適切な数の喫煙所を整備されることを望みます。	15と同じ

その他	19	パブリックコメントの募集方法、期間等を検討する必要があるのではないのでしょうか。	今後の検討課題とさせていただきます。
	20	たばこは大人が吸う嗜好品を市がそこまで指導する必要がありますか。	喫煙者と非喫煙者が互いに気持ちよく市民生活が過ごせるよう、喫煙マナーの向上を目指すために必要と考えています。
	21	たばこ税を何に使っているか公表してください。	たばこ税は一般財源として広く市政の運営に活用しています。
	22	携帯用灰皿を持っていてもダメなことを盛り込んでいます。	喫煙禁止区域では、指定喫煙場所以外では喫煙できないことになっています。
	23	路上（通路・公道）にコンビニなどが灰皿を置いているケースがあり、喫煙者のたまり場になったり、通行人に受動喫煙の危害源になったりしていますが、これは撤去するよう指導をお願いします。	私有地内での喫煙については、この条例の対象外となります。